

古經典の  $^{14}\text{C}$  年代測定－奈良時代古写経を中心に－  
**Radiocarbon dating of fragments of ancient sutra written in Nara era**

小田寛貴<sup>1\*</sup>・池田和臣<sup>2</sup>・安 裕明<sup>3</sup>・坂本昭二<sup>4</sup>  
Oda Hiroataka<sup>1\*</sup>, Ikeda Kazuomi<sup>2</sup>, Yasu Hiroaki<sup>3</sup>, Sakamoto Shoji<sup>3</sup>

<sup>1</sup>名古屋大学宇宙地球環境研究所・<sup>2</sup>中央大学文学部・

<sup>3</sup>多賀高等学校・<sup>4</sup>龍谷大学古典籍デジタルアーカイブ研究センター

<sup>1</sup> Institute for Space-Earth Environmental Research, Nagoya University, Chikusa, Nagoya 464-8601, Japan

<sup>2</sup> Faculty of Letters, Chuo University, Hachioji, Tokyo 192-0393, Japan

<sup>3</sup> Taga High School, Hitachi, Ibaragi 316-0036, Japan

<sup>4</sup> Digital Archive Research Center, Ryukoku University, Seta, Shiga 520-2914, Japan

\*Corresponding author. E-mail: oda@nendai.nagoya-u.ac.jp

**Abstract**

古經典の古筆切（古写経切）について、加速器質量分析法を用いた  $^{14}\text{C}$  年代測定を行い、その結果を 2018 年 2 月 1 日～2 月 2 日に名古屋大学宇宙地球環境研究所において開催された第 30 回(2017 年度)名古屋大学宇宙地球環境研究所年代測定研究シンポジウムにおいて報告した。奈良時代は、鎮護国家の思想を背景に、国家推進型の仏教が展開された時期である。そうした中で、大規模な写経事業が行われ、多くの經典が書写ないし印刷された。そこで、今年度は、主にこうした奈良時代に書写された古写経切の代表的なものについて行った  $^{14}\text{C}$  年代測定について報告した。

**Keywords:** *accelerator mass spectrometry; radiocarbon; 古写経切; 奈良時代*

**1. はじめに**

2018 年 2 月 1 日～2 月 2 日に名古屋大学宇宙地球環境研究所において開催された第 30 回(2017 年度)名古屋大学宇宙地球環境研究所年代測定研究シンポジウムにおいて、「古經典の  $^{14}\text{C}$  年代測定－奈良時代古写経を中心に－」と題した研究報告を行った。本報告では、古經典の古筆切、すなわち古写経切、について行った加速器質量分析法を用いた  $^{14}\text{C}$  年代測定に関して報告した。今年度は、主に奈良時代に書写された古写経切について報告した。

**2. 奈良時代の経済・政界の動向と写経事業**

奈良時代は、公地公民を基礎とした律令制の崩壊に伴う経済的な動乱と、皇親勢力・藤原氏勢力等の間での政権の奪い合いという政治的な動乱が展開された時期である。

日本における律令制は、668 年制定・671 年施行の近江令、681 年制定・689 年施行の飛鳥浄御原令によって、その導入が試みられ、701 年制定・702 年施行の大宝律令によって「完成」されたといわれる。

律令制の基盤は公地公民制にあるとされる。公地公民の原則に基づき班田制が敷かれ、租・調などの物納と庸・雑格などの労働力提供による税が財政を支えることになる。しかしながら、班田制は間もなく崩壊をし始めたらしく、722年には、耕地を増やすことで没落した班田農民を吸収し、税収入の確保を図った百万町歩開墾計画が右大臣長屋王によって提唱される。ところが、百万町歩という非現実的な数値目標を掲げたこの計画は一年で放棄され、翌723年には、有力者の私的な開

墾に時間的制限のある占有を認めた三世一身の法が發布される。これは、新たな開墾に対しては開墾主を含め三世代、旧耕地のリフォームについては開墾主一代の土地の私有を認めるものである。さらに、その一代私有が期限を迎えるころに相当する20年後の743年には、面積の制限はあるものの時間的制限のない土地の私有を認めた墾田永年私財法が發布されるにいたる。律令制は701年に「完成」するが、その基盤である公地公民制に反する私有地の占有を、22年後には時間的制限付きで認め、42年後には時間的制限なく認めざるを得なかったことになる。

また、この頃には、本来は班田農民の救済の意味を持っていた公出挙も、財源確保のため、高利での強制的な貸付へと変貌している。さらに、国家に対し稲をはじめとする私財を供出する者に、それに応じた位階や官職を与える献物叙位も行われるに至る。民間での病人救済や治水設備・橋・道路の整備といった土木工事を進めていたために当初は弾圧していた私度僧の行基を、その影響力を利用するため、大僧正に任命したのも745年のことである。

律令制を基盤に展開するはずであった奈良時代の経済は、早い段階から崩壊しはじめ、極めて不安定なものであったことが伺える。

一方、奈良時代の政局は、天武系皇親勢力と藤原氏勢力を中心に、天智系皇親勢力や橘氏・吉備真備・玄昉・道鏡らといった他氏勢力が加わり、抗争・共闘による政権奪取・反乱・鎮圧といった軍団抗争によって展開されてきたとみることができる。

中臣鎌足の次男である藤原不比等は、娘の宮子（髪長姫）を文武天皇に入内させ、外戚関係を結ぶことに成功する。文武天皇と宮子の間に首皇子が誕生し、不比等の外戚としての地位はより強固なものとなる。文武天皇は不比等とともに、自身の没後、首皇子へ皇位を継承させることを図るが、幼少な首皇子が成長するまでの橋渡しとして元明天皇の即位を計画する。文武在位時より議論されていた平城京遷都は、元明天皇の下で708年に詔が發布され、710年に実行される。元明天皇の後、元正天皇を経て、首皇子が聖武天皇として即位する。

聖武初期において、政権の中心には天武系皇親勢力の長屋王がおり、先の百万町歩開墾計画・三世一身の法などの経済政策を展開していた。一方、不比等は、県犬養橘三千代との間に生まれた娘の安宿媛（光明子）を首皇子の妃としており、天皇家との外戚関係をさらに強めていた。光明子の立后や基王（聖武天皇と光明子の間の子）の立太子をめぐる不比等と長屋王が対立する中、729年に長屋王の変が起こる。基王を呪乱し死亡させたとして、藤原宇合・武智麻呂らによって長屋王が討ち取られ、それに伴い、不比等の息子である藤原宇合・武智麻呂・房前・麻呂の藤原四兄弟が政権を簒奪するに至る。しかし、737年に流行した天然痘により四人とも病死する。

その後、光明子の異母兄である橘諸兄が、唐から帰国した吉備真備・玄昉僧正と結び、政権を掌握する。これに対し、740年に、吉備真備・玄昉僧正の正解追放を名目に、大事少弐に「左遷」させられていた宇合長男の藤原広嗣が、大事府において反乱を起こす。

この藤原広嗣の乱は、大野東人によって鎮圧されるが、反乱の最中に、聖武天皇は関東方面（伊勢・美濃）への行幸を開始する。その後、平城京へ帰ることなく、740年に恭仁京、742年に紫香楽宮、744年に難波宮への遷都を敢行する。745年に平城京へと戻るものの、この遷都により、既に崩壊しかけていた律令制による財政の悪化が加速されることになる。749年に、聖武天皇は娘の阿部内親王に譲位し、ここに女帝孝謙天皇が即位する。

行基の大僧正への抜擢に際し、玄昉僧正が筑紫観音寺へと左遷されたのに伴い、橘諸兄勢力が衰退する。これに代わり勢力を拡大したのが、749年に紫微中台（皇太后の家政機関）の長官に任命されることで光明皇太后の後ろ盾を得た藤原仲麻呂（武智麻呂の次男）である。仲麻呂は、聖武上皇の遺言によって皇太子であった道祖王を廃し、大炊王を立太子する。これに対し、橘奈良麻呂（諸兄の子）が大伴氏・佐伯氏などの旧勢力を誘い、仲麻呂排斥を企てる。しかし、この橘奈良麻呂の乱は、実行以前に露見し失敗に終わる。仲麻呂の下、757年に養老律令の制定や課丁令の改正が実

施され、758年には官職名を唐風のものに改称させる政策が実施される。さらに758年、仲麻呂は、孝謙天皇を退位させ、大炊王を淳仁天皇として即位させる。その上で、淳仁天皇により、自身は大保（右大臣）に任命され仁藤原恵美押勝の名を受ける。さらに、760年に仲麻呂は皇族以外で初めて太師（太政大臣）に任命されるなど権勢を振るうが、岡760年に仲麻呂の後ろ盾であった光明皇太后が没する。

これに伴い、孝謙上皇の実権が回復し、自身の病を癒した道鏡を重用するようになり、孝謙・道鏡一派と淳仁・仲麻呂一派の対立が表面化するに至る。こうした中で、764年・道鏡を政界から排除することを目的として、藤原仲麻呂の乱が勃発する。しかし、反乱は鏡圧され、同764年、淳仁天皇は淡路へ配流され、代わりに孝謙上皇が称徳天皇として重祚するに至る。一方道姐も763年に少僧都に任命されていたが、乱後の765年には太政大臣禪師に就亀766年垂は法皇の称号を得るまでに至っている。こうした中で、宇佐八幡宮神託事件が起きる。769年に、道鏡を皇位に就けることを勧める宇佐八幡宮の神託があったことが、大宰府の主神である習宜阿曾麻呂から奏上された。称徳天皇は・神託を受けるべく法均尼（和氣広虫）を派遣しようとするが、病身であったことから弟の和氣清廉呂が代わりに九州へ向かうことになる。しかし、和氣清麻呂は、称徳天皇・道鏡の期待に反し、道鏡を皇位に就けない神託があったことを奏上した。これにより、道鏡の皇位奪取は阻害されたものの、和氣清麻呂には改名・配流、法均尼には改名の処罰が下された。

770年に称徳天皇が没すると、和氣清麻呂・藤原古川（宇合の八男）・藤原永手（房前の次男）・吉備真備らが努力を拡大する。宇佐八幡宮神託事件後も政権を掌握していた道鏡は下野薬師寺に左遷させられ、天智天皇の孫にあたる白壁王が光仁天皇として擁立されるに至る。ここで、天武・草壁・文武・聖武・称徳という天武系の皇位継承が途絶え、天智系の天皇が復活することになった。また、781年に光仁天皇は長男の山部王に譲位し、ここに平安遷都を行った桓武天皇が即位し、平安時代へと移ることになる。なお、この天智系の即位に対し、天武天皇の曾孫にあたる氷上川継が反乱を計画するが事前に発覚し失敗に終わっている（氷上川継の乱）。

こうした政治的な動乱や経済的な不安定に伴う不安の緩和を仏教に求めたことで、国家推進型の仏教を展開する鎮護仏教・鎮護国家の思想が成立するに至る。聖武天皇は、741年には国分寺創建の詔を、墾田永年私財法と同年の743年には鹿舎那大仏連立の詔を發布する。経済的な不安の解消を求めたはずの鎮護仏教であるが、こうした国分寺・鹿舎那仏の造営は、先の遷都の繰返しとともに、さらなる国家財政の悪化をもたらす結果となったとみてよいであろう。仏像・寺院の建立の一方で、写経事業も推進されている。729年には、光明皇后の家政機関である皇后官職が設置されたのに伴い官営の写経所が経営され、大規模な写経事業が開始されるようになる。さらに、748年には、東大寺造営のための令外宮である造東大寺司が設置され、ここに皇后官職写経所が編入され東大寺写経所が造営されるに至る。こうした官営の写経所に加えて、藤原北家の北大家写経所のような貴族宅に設置された写経機関も登場する。また、写経機関はなくとも貴族層が私的な写経事業を営んだ例も知られている。このような国家レベルないし貴族個人レベルでの大規模な写経授業が、奈良時代を通じて展開されてきた。

### 3. 奈良時代古経典の<sup>14</sup>C年代測定

こうした奈良時代の大規模写経事業によって書写された写経の遺品の中で、書写年代の判明している代表的な古写経の断簡について<sup>14</sup>C年代測定を行った。写経に加えて、奈良時代に印刷された古経典の断簡も試料として、<sup>14</sup>C年代測定を行った。また、奈良時代を遡るとする極札をもった古写経切、奈良時代に続く平安時代の写経数点についても、<sup>14</sup>C年代測定を行った。シンポジウムでは、その史料の解説、実験過程、結果および考察について報告した。なお、その詳細については、近く、学術雑誌に投稿し、発表する予定である。

## 謝辞

株式会社パレオ・ラボAMS年代測定グループの伊藤茂氏，安昭絃氏，佐藤正教氏，山形秀樹氏，小林紘一氏，Zaur Lomatatidze氏，Ineza Jorjoliani氏には， $^{14}\text{C}$ 年代測定を行うにあたり大変お世話になりました．心より感謝申し上げます．また，本研究の一部には，平成28年度～平成31年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(B)（課額番号・16HO3101，研究代表者；小田寛貴）を使用しました．記して感謝いたします．